

佐賀県告示第 260 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可申請があったので、同条第 2 項において準用する同法第 15 条第 4 項の規定により、申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を一般の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、佐賀県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和 2 年 10 月 20 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 変更許可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社昭栄
伊万里市山代町楠久津 177 番地 19
代表取締役 樋渡 修二
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
伊万里市松浦町大字山形字筆ヶ谷 8829 番 2、8829 番 7、8829 番 14、8829 番 15、8829 番 19、8830 番及び 8832 番
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
安定型最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 14 号ロに掲げる最終処分場をいう。）
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類 以上 5 種類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
- 5 申請年月日
令和元年 6 月 28 日

6 縦覧の場所並びに期間及び時間

(1) 縦覧の場所

佐賀県県民環境部循環型社会推進課（佐賀市城内一丁目1番59号）及び
伊万里市市民生活部環境課（伊万里市立花町1355番地1）

(2) 縦覧の期間及び時間

令和2年10月20日から令和2年11月19日まで（土曜日、日曜日及び
国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除
く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

7 意見書の提出

(1) 提出期限

令和2年12月4日

(2) 提出方法

持参又は郵送（提出期限日の消印有効）

(3) 提出場所

佐賀県県民環境部循環型社会推進課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一
丁目1番59号）又は伊万里市市民生活部環境課（郵便番号848-8501 伊万
里市立花町1355番地1）

(4) 意見書に記載すべき事項（日本語で記載すること。）

ア 意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表
者の氏名

イ 意見書を提出する対象施設の名称

ウ 対象施設の設置に係る具体的な利害関係

エ 生活環境の保全上の見地からの意見